

第1回鎌倉市交通計画検討委員会・特別委員会 議事要旨

【日 時】平成28年1月20日（水） 18:30～20:30

【場 所】（一財）国土技術研究センター7階第2・3会議室

【議事要旨】

（委員長） 交通量調査やアンケート調査の内容は、いつ決まるのか、委員から意見を聴く機会はあるか。

（事務局） 交通量調査及びアンケート調査については、来年度の実施を予定している。調査内容については、委員の皆様からご意見を頂きたいと考えている。

（委員） ロードプライシングを実施した場合、近隣市への影響はどの段階で検討するのか。

（事務局） 近隣市への影響については、今後交通シミュレーションを実施した上で検証する予定である。

（委員） ETCのシステムによる課金システムは今の技術でどこまでできるのか。

（事務局） 課金システムについては、一般道に設置する場合の課題があり、今後、メーカーにヒアリングしながら、一つずつ対応する。

（委員） 道路法の課題としては、「道路無料公開の原則」との関係の整理の他に、課金ゲートは現状の道路占用基準で認められていないという問題もある。

（事務局） 引き続き、課金ゲートの設置等に関する検討を進める。

（委員） 平成29年度に社会実験を行う際、住民投票のような政治的プロセスも巻き込んで進めてもらいたい。

（事務局） 頂いたご意見を参考とし、今後、社会実験の方法について、検討を進める。

（委員） 道路法における「道路無料公開の原則」との関係を整理する必要がある。道路の利用に着目したものでないと整理する必要がある。

（委員） 道路法は、ロードプライシングを想定してつくったものではなく、「道路無料公開の原則の原則」としての重みを見極めながら今後、議論をすべきである。

法定外税の同意要件に関して、地方税法に「同意しなければならない」と記載されており、要件に該当しなければ、総務大臣に同意しない自由は無いはずである。

（副委員長） 今回のロードプライシングでは、道路を走る車を対象とするのではなく、エリアに入ってくる車を対象にすることを目指している。

（委員） ロードプライシングと交通規制との関係を整理する必要がある。交通規制について、規制の目的を達成する上で必要最低限のものを行っていることとの関係でいえば、ロードプライシング以外に交通に影響を与えることなく目的を達成する手段はないか、ロードプライシングが必要最低限の手段なのかなどについて検討する必要がある。

(事務局) 引き続き、道路法、交通規制との関係及びロードプライシングに関する法制度・税制度等に関する検討を進める。

(委員) ETC の一般道路における設置についてきちんと整理する必要がある。また、岐阜県乗鞍の駐車場における課税の事例を見たが、このような事例についてもロードプライシング以外の手段として検討する必要がある。

(事務局) 乗鞍の件や駐車場マネジメントとして実施している太宰府にもヒアリングを行っており、それらを参考として検討を進める。

(委員) ロードプライシングのエリアの中に入ってこない車両を受け止めるため、他の交通施策とセットで行うことが重要。他の交通施策の検討も必要ではないか。

(事務局) 検討委員会において、ロードプライシングだけではなく、パークアンドライド等を含めた 20 の施策と併せて検討を進めていく。

以上